

日本ファンドレイジング大賞・運営規定

平成 21 年 12 月 1 日 公布

平成 25 年 9 月 11 日 改訂

第 1 条 (賞の名称)

本賞は、日本ファンドレイジング大賞と称する。

第 2 条 (目的)

この規定は、日本の市民団体の資金獲得の創造に貢献し、その功績が著しいもの及び市民団体の模範となるべき活動をしたものを表彰することにより、日本の寄付文化の革新への取組の促進を図ることを目的とする。

第 3 条 (選考対象)

本賞の選考対象は、日本の寄付文化の革新に貢献した事例であることとし、表彰は、次の各号のいずれかに該当する団体及び事業所(法人格の有無を問わない)に対して行うものとする。自薦および他薦を含む。企業が NPO のために行った寄付キャンペーンなどを含む。

- (1) 選考対象は、実施前年の 12 月 31 日までに日本国内に活動拠点を持つ団体・企業での活動事例に限るものとする。
- (2) 前条に掲げるもののほか、選考委員会が特に必要と認めるもの

第 4 条 (表彰の内容)

表彰の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 日本ファンドレイジング大賞 前条第 1 項に該当するもので、その功績が特に顕著なものを表彰する。
- (2) 特別賞 前条第 2 項に該当するものを表彰する。

第 5 条 (応募等の方法)

表彰を受けようとする団体等の応募又は推薦は、応募にあつては日本ファンドレイジング大賞応募用紙(第 1 号様式)により、選考委員会が定める日までに行う。

第 6 条 (選考)

被表彰者の選考は、別に定める期間に応募又は推薦のあった団体・企業等のうちから行う。

- (1) 被表彰者は、日本ファンドレイジング協会によって選考・組織された選考委員会で審査し、複数の候補団体を選定した後、認定ファンドレイザー、准認定ファンドレイザーの投票によって決定するものとする。

第 7 条 (選考結果に関する説明責任)

日本ファンドレイジング協会は、選考結果について、その内容を公開する義務を負う。また、質問を受けた場合にも、可能な限り回答を行う義務を有する。ただし、公開もし

くは回答を行うことによって審査の公正が失われると判断した場合は、この限りでない。

第8条（表彰の方法）

表彰は、第6条に規定する手続により決定された団体・企業等に対し、表彰状を授与してこれを行う。

(1) 表彰は、年1回とし、代表理事が別に定める日に行う。

第9条（改正）

本規定の改正は、理事会の過半数の賛成を必要とする。

第10条（雑則）

この規定に定めるもののほか、必要な事項は、日本ファンドレイジング協会が別に定める。

附 則

この規定は、公布の日から施行する。